

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月27日
【事業年度】	第17期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）
【会社名】	株式会社エスエルディー
【英訳名】	SLD Entertainment Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有村 謙
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目1番23号
【電話番号】	03 - 6866 - 0245
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部部長 C F O 鯛 剛和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目1番23号
【電話番号】	03 - 6866 - 0245
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部部長 C F O 鯛 剛和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年2月	2020年2月
売上高 (千円)	5,272,456	5,505,519	5,076,504	4,377,867	4,929,358
経常利益又は経常損失() (千円)	130,114	41,798	118,873	16,596	17,504
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	12,903	171,052	531,796	21,879	2,838
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	271,187	272,162	281,912	284,837	372,752
発行済株式総数 (株)	1,302,280	1,307,280	1,382,280	1,397,280	1,560,864
純資産額 (千円)	933,642	739,124	200,230	227,869	408,260
総資産額 (千円)	2,345,770	2,066,165	1,548,093	1,390,929	1,399,455
1株当たり純資産額 (円)	716.25	564.23	144.07	162.37	259.80
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	9.95	131.05	406.17	15.75	1.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	9.33	-	-	-	1.91
自己資本比率 (%)	39.8	35.7	12.9	16.3	29.0
自己資本利益率 (%)	1.4	-	-	10.3	0.9
株価収益率 (倍)	172.33	-	-	68.26	435.33
配当性向 (%)	201.1	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	147,576	52,393	81,160	62,430	103,498
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	438,267	166,769	54,119	36,127	43,239
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	150,848	15,727	17,851	7,915	97,878
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	536,771	406,668	289,239	379,882	342,263
従業員数 (名)	247	255	229	199	187
[外、平均臨時雇用者数]	[899]	[1,011]	[828]	[852]	[978]
株主総利回り (%)	107.0	81.6	105.1	68.7	53.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.4)	(108.3)
最高株価 (円)	2,872	1,815	2,480	1,704	2,234
最低株価 (円)	1,610	1,186	1,251	1,024	791

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第14期及び第15期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第14期及び第15期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第16期及び第17期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。また、第14期及び第15期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第16期は、決算期変更により2018年4月1日から2019年2月28日までの11ヶ月間となっております。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

2【沿革】

年 月	概要
2004年1月	東京都港区に音楽イベントの企画等を事業目的として当社を設立
2004年2月	東京湾にて、船上でのライブ等のイベント企画事業として、「SLD CRUISE」を開始
2004年9月	本社を東京都港区から東京都渋谷区に移転
2005年9月	カフェ業態1号店「kawara CAFE&DINING 神南本店」を東京都渋谷区神南にオープン
2006年3月	ダイニング業態1号店「かわらや 渋谷店」を東京都渋谷区宇田川町にオープン
2007年7月	店舗プロデュース業務の受託を開始し、プロゴルファー宮里藍選手応援カフェ「ai cafe54」を沖縄県那覇市国際通りにオープン
2008年11月	ライブレストラン業態1号店「代官山LOOP」を東京都渋谷区鉢山町にオープン
2009年4月	「HiKaRi cafe&dining 渋谷店」を東京都渋谷区宇田川町にオープン
2010年2月	「離 HANARE by kawara CAFE&DINING 銀座店」を東京都中央区銀座にオープン
2010年5月	「hole hole Cafe&Diner 銀座店」を東京都中央区銀座にオープン
2010年8月	「kawara CAFE&DINING 横浜店」を神奈川県横浜市西区南幸にオープン
2010年10月	「Cafe&Dining ballo ballo 渋谷店」を東京都渋谷区宇田川町にオープン
2011年6月	「IZAKAYA 色iro 横浜西口鶴屋町店」を神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町にオープン
2011年11月	「atari CAFE&DINING 池袋PARCO店」を東京都豊島区南池袋にオープン
2012年4月	シンガポールに子会社、SLD SINGAPORE PTE.LTD.を設立(2013年12月譲渡) 「ワイン酒場 GabuLicious 銀座店」を東京都中央区銀座にオープン 「Cheese Table 渋谷PARCO店」を東京都渋谷区宇田川町にオープン
2012年7月	「kawara CAFE&DINING 仙台店」を宮城県仙台市青葉区一番町にオープン
2012年10月	「塊KATAMARIミートバル 銀座インズ店」を東京都中央区銀座にオープン
2012年11月	「kawara CAFE&DINING 大宮店」を埼玉県さいたま市大宮区桜木町にオープン 「atari CAFE&DINING 千葉PARCO店」を千葉県千葉市中央区中央にオープン
2013年2月	「hole hole Cafe&Diner ミント神戸店」を兵庫県神戸市中央区雲井通にオープン
2013年3月	株式会社パルコと業務提携契約締結
2013年4月	「SUNDAY COFFEE STAND 渋谷店」を東京都渋谷区道玄坂にオープン 「HARUMARI CAFE&BAR 渋谷店」を東京都渋谷区道玄坂にオープン 「kawara CAFE&KITCHEN 静岡PARCO店」を静岡県静岡市葵区紺屋町にオープン 「UBU CAFE 新宿ルミネエスト店」を東京都新宿区新宿にオープン
2013年6月	「#802 CAFE & DINER 渋谷店」を東京都渋谷区宇田川町にオープン
2013年7月	「kawara CAFE&DINING 横須賀モアーズ店」を神奈川県横須賀市若松町にオープン
2013年9月	「kawara CAFE&KITCHEN 吉祥寺PARCO店」を東京都武蔵野市吉祥寺本町にオープン
2014年2月	「kawara CAFE&DINING 心齋橋店」を大阪府大阪市中央区西心齋橋にオープン
2014年4月	「kawara CAFE&KITCHEN 名古屋PARCO店」を愛知県名古屋市中区栄にオープン
2014年5月	「#602 CAFE&DINER 福岡ソラリアプラザ店」を福岡県福岡市中央区天神にオープン
2014年8月	「CAFE&KITCHEN ROCOCO 博多大丸福岡天神店」を福岡県福岡市中央区天神にオープン
2015年3月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
2015年9月	「FOOD COURT +plus 天神コア店」を福岡県福岡市中央区天神にオープン
2015年10月	本社を東京都渋谷区桜丘町から東京都渋谷区神南に移転
2015年10月	「APRON'S DELI 虎ノ門店」と「Cafe&Dining ballo ballo 虎ノ門店」を東京都千代田区内幸町にオープン
2015年10月	「HangOut HangOver 渋谷店」を東京都渋谷区神南にオープン
2015年11月	「Cheese Dish Factory 渋谷モディ店」と「atari CAFE&DINING 渋谷モディ店」を東京都渋谷区神南にオープン
2016年8月	「Pak-chee Village 新宿店」を東京都新宿区新宿にオープン
2016年11月	新サービス 料理動画メディア「CookMe」の配信開始
2017年4月	「海沿いのキコリ食堂」を神奈川県鎌倉市材木座にオープン
2017年6月	「Craft Liquor Stand」を東京都中央区銀座・新宿区歌舞伎町にオープン
2017年11月	株式会社Dホールディングスとの資本業務提携契約締結
2017年12月	株式会社ポケモンと店舗運営業務委託契約締結

2019年2月	株式会社SHIBUYA109エンタテイメントとの開業支援業務委託契約締結
2019年2月	株式会社DDホールディングスによる当社の連結子会社を目的とする合意書締結
2019年8月	株式会社GINKANとの資本業務提携契約締結
2019年11月	株式会社スクウェア・エニックスとの店舗運營業務委託契約締結
2019年12月	株式会社川崎フロンターレとの開業支援業務委託契約締結
2019年12月	「オニカワラ 渋谷店」を東京都渋谷区道玄坂にオープン
2020年2月	株式会社立飛ストラテジーラボとの店舗運營業務委託契約締結

3【事業の内容】

当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツ（以下「カルチャーコンテンツ」という。）を企画・融合させ、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

（１）飲食サービス

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起こりやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現してまいりました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗のほか、「LOOP」ブランドによるライブハウスを直営にて展開しております。

また、当社は「お客様に常に楽しんで頂くこと」をサービスポリシーとし、カルチャーコンテンツの充実した店舗づくりを行っております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼をおき、当社の音楽レーベルにて企画制作されたCDや、ライブハウス担当部署により配信された推奨音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

アート

(a)内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼をおいたきめ細やかな対応ができるように、原則として設計を内製化した上で、店舗物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、特に新店舗出店時のイベントとして、ペインターによるウォールアート（店舗壁画）の制作パフォーマンスを実演するなど、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b)家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや、季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

当社の店舗ブランドの特徴及び店舗数は次のとおりであります。

店舗ブランドの名称	店舗ロゴマーク	特徴	店舗数
kawara CAFE&DINING 及び kawara CAFE&KITCHEN		kawara CAFE&DININGは、「瓦」をモチーフとし、和のテイストを取り入れたカフェダイニングであり、和風創作料理をメインとした料理をご用意し、お客様に気軽にご利用頂ける空間を提供しております。 kawara CAFE&KITCHENは、上記特徴に「特別なCAFE食堂」というコンセプトを追加し、お茶と食事を充実させた業態です。	23店
hole hole cafe&diner		南国をイメージした明るい雰囲気特徴的なカフェダイニングであり、南国料理をメインとした料理を提供しております。	2店
ワイン酒場 GabuLicious		「Gabu(ワインをガブガブ)+Delicious(デリシャス)=GabuLicious(ガブリシャス)」をコンセプトに、気軽にワインが楽しめる「にぎわい酒場」を目指した業態です。	3店
Cafe&Dinig ballo ballo		石釜で焼き上げたピザやパスタを中心に、イタリア各地域料理をワインと共に気軽に楽しめる業態です。	3店
atari CAFE&DINING		「和をテーマに心と体のバランスを整える」をコンセプトに、栄養バランスを考えた健康的なメニューを中心に提供しております。	3店
#(ナンバー) CAFE&DINER		「憧れの友人のこだわり部屋」をコンセプトに、内装やインテリア、料理やドリンク等、居心地の良いおもてなし空間をテーマにした業態です。	3店
CheeseTable		ビル高層階の開放的な空間で、チーズフォンデュやラクレットチーズをはじめとする様々なチーズ料理と美味しいお酒を楽しめるカジュアルダイニング業態です。	3店
塊 KATAMARI ミートバル		「お肉を食べたい時に気軽に立ち寄れる店」をコンセプトに、お肉とお酒を気軽に楽しめる業態です。メイン料理の塊肉メニューは定期的なアレンジを加え、常に新しいメニューを提供しております。	1店
SUNDAY COFFEE STAND		ドリンクを通じて会話が生まれる、「気軽に通える溜り場」をコンセプトに、朝はコーヒースタンド、夜はキャッシュオンスタイルバルの二面性を持つ業態です。	1店
LOOP		メジャー、インディーズ問わず質の高いアーティストが出演するライブ・イベントスペースとして、飲食物の提供をしております。	1店
HangOut HangOver		「世界の文化が混在する街 "NEW YORK" の STREETにフォーカスし、仲間と集い、そして「酔える」ALL-DAY DINER」をコンセプトにしたニューヨークスタイルの肉料理をメインに提供しております。	2店

店舗ブランドの名称	店舗ロゴマーク	特徴	店舗数
Cheese Dish Factory		「チーズに集い、チーズを知り、チーズを食す」をコンセプトに、チーズにこだわるカジュアルレストラン業態です。	1店
海沿いのキコリ食堂		鎌倉の海を一望できる開放的なテラス席を併設したロードサイド店舗にて、アウトドア気分を味わえる炭火や燻製料理をメインに提供しております。	1店
Specialty Kitchen		季節ごとに旬のトレンドを取り入れた期間限定メニューをご提供する専門店です。	1店
オニカワラ		日本で古くから食べられている鍋料理と、国内外のスパイスを使用した料理を味わえる「鍋とスパイスの料理」を提供する専門店です。	1店
Collabo_Index (コラボスペースインデックス)		IPコンテンツを活用した期間限定コラボレーションイベント等の実施に特化した業態です。	2店

(注) 2020年2月末日現在の店舗数を記載しております。

当社の直営店舗数の推移は次のとおりであります。

区分	2016年3月末現在	2017年3月末現在	2018年3月末現在	2019年2月末現在	2020年2月末現在
直営店舗数	69	66	64	53	51

(注) 2017年3月期末現在の直営店舗数については、当該期末で退店した1店舗を含みます。

(2) コンテンツ企画サービス

当社は、これまでの飲食サービスに係る事業活動により蓄積されたノウハウや実績を活用し、コラボレーションイベント特化型店舗(コラボカフェ)の運営、店舗プロデュースサービスやイベント企画等を行っております。

本サービスの主な内容は次のとおりであります。

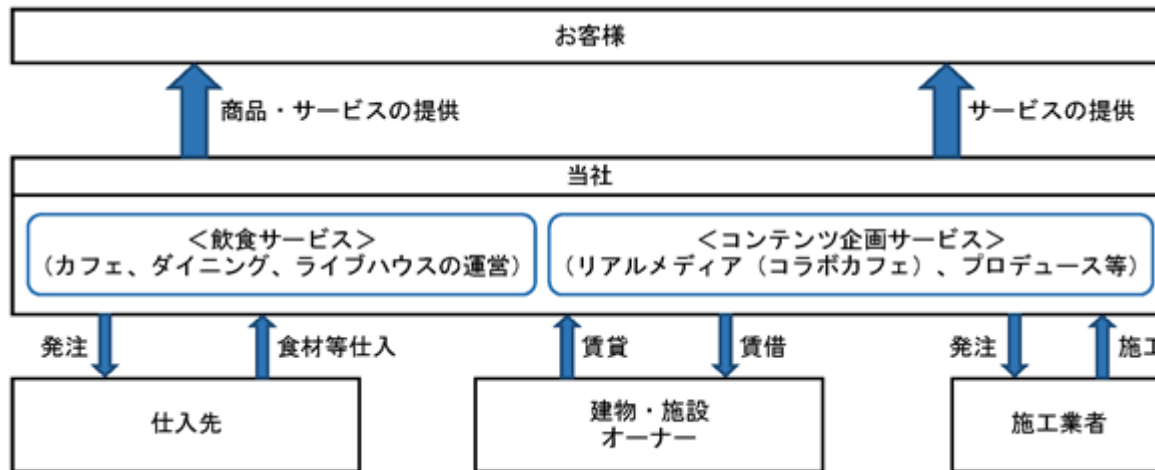
プロデュース

IPコンテンツの新規及び既存顧客接点の創出を目的として、店舗や屋外スペースなどの「リアル場」に係る企画及び運営等を行っております。

リアルメディア(コラボカフェ)

IPコンテンツを活用した期間限定コラボレーションイベント等の実施に特化した店舗「Collabo_Index(コラボスペースインデックス)」を運営しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社DDホールディングス(注)	東京都港区	699,384	飲食事業、アミューズメント事業及びライセンス事業	42.9	資本業務提携(営業上の取引)、資金の借入、役員の兼任あり

(注) 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
187 (978)	29.2	3.8	3,585,221

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	152 (975)
管理部門	35 (3)
合計	187 (978)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト等)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツ（以下「カルチャーコンテンツ」という。）を企画・融合させ、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」ことを経営方針としております。本経営方針の実現に向け、「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われるボトムアップ経営「全員企画＝全員現場主義」のもと、社員一丸となってより一層の事業拡大を目指し、もって当社企業価値の最大化を図ってまいります。

(2) 当社を取り巻く経営環境及び中長期的な経営戦略等

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、企業価値向上に資するべく、適切かつ迅速な経営戦略の立案及び施策の実施に努めております。

しかしながら、当社の属する飲食業界におきましては、競合環境の激化や顧客ニーズの多様化が目まぐるしく、このトレンドは引き続き続く傾向にあるものと認識しております。

このような厳しい外部環境下におきまして、当社が将来にわたって継続的に成長していくため、当社の強みであるカルチャーコンテンツの企画力と様々な空間の運用力の融合を進めていくことにより、顧客視点での差別化を図っていくことが必要不可欠と認識しております。

当社の事業は、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを両輪とし、それぞれ単独の事業ではなく、各々の発展・拡大に伴い、双方間においてシナジー効果が生まれる関係にあるものと考えております。飲食サービスにおきましては、過年度より継続して実施しているディナー帯予約獲得に向けた各グルメ媒体に係る取り組みや、店舗におけるQSCAの向上等の集客改善に向けた各種施策及び各シーズン施策を実施することに加え、材料費や労務費をはじめとするコストコントロールを徹底することで直営ブランドの更なる利益改善を図ってまいります。このような取り組みを通じ、当サービスを健全に成長させてまいります。コンテンツ企画サービスにおきましては、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース領域を主軸としており、当該領域について持続的に成長・拡大させるべく、既存案件の安定収益を確保しつつ、良質な新規案件の獲得に注力してまいります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しております。

しかしながら、時代や流行の変遷と共に一般消費者及び顧客企業の顕在的又は潜在的ニーズも日々変化を続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図ってまいります。

また、当社は、IPコンテンツを活用したコラボレーションイベントに特化した業態を開始しており、当該IPコンテンツ（ ）を保有する企業の様々なニーズに機動的かつタイムリーに対応することが可能となりました。

IPコンテンツ・・・アニメ、ゲーム、漫画、音楽等の創作物

顧客企業との関係充実にについて

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、高い知的創造性を有する企業との関係充実が重要と考えております。そのような企業とアライアンスを組むことで、更なる価値を創造し、革新的なエンターテインメントを提供してまいります。

既存事業の高収益体質化について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。

当社独自の施策であるブランディング及びマーケティング強化による集客力向上に加え、当社グループのスケールメリットを最大限活用した商流構造の改革によるコスト削減及び店舗・人材等の経営資源の効率的活用により、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図ってまいります。

衛生管理体制の強化・徹底について

外食産業においては、店舗における食中毒の発生等衛生管理体制の不備により生じるリスクは経営に多大な影響を生じさせるととどまらず、食品の安全性の確保は、外食産業に対する社会的な要請となっております。

当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針であります。

人材の確保・育成に対する課題

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠であると考えております。

一方、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少しているため、人材の確保及び教育が経営上の重要課題であると考えております。

人材の確保については、当社の親会社である株式会社DDホールディングス（以下、「DDHD」といいます。）グループ全体での採用活動に加え、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。

また、人材の育成については、DDHDグループ全体で研修等を行い、サービス力を強化すると共に、当社独自の研修プログラムを用意し、当社における企業理念の理解の深耕、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗でのOJT等の実施を継続していく方針であります。

経営管理組織充実に対する課題

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引き続き内部監査体制を充実させると共に監査役監査及び会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的情報開示の観点より以下に開示しております。

なお、本文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

食品衛生管理について

当社は「食品衛生法」に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を受けて、全ての店舗に食品衛生責任者を配置しております。

衛生管理マニュアルに基づき厳格な衛生管理と品質管理を徹底しておりますが、食中毒などの衛生問題が発生した場合には、食材等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止若しくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求、あるいは当該問題の発生による風評被害等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

商標管理について

当社は、複数の店舗及びイベント運営に係る商標を保有しております。

当該商標に係る登録に際しては、弁理士等の外部専門家による十分な事前調査を踏まえておりますが、登録後において、第三者の権利保有する商標と類似する等、当該第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、商標使用差止、使用料、損害賠償等の支払を請求される可能性があります。

これらが生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

コンテンツホルダー又はライセンサーとの契約について

当社は、アニメやゲーム、漫画、アイドル、音楽アーティスト等に関するIPコンテンツの商品化許諾権を有するコンテンツホルダー又は、そのライセンサーとの契約により、コラボカフェの企画・運営及び商品の販売をしております。

当社の責めに帰さない事由により当該商品化許諾権等の使用が停止された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

アルバイト就業者等への社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社は、関係省庁の指導の下、アルバイト就業者に対し、その労働時間等において社会保険加入の要件を満たす就業状況にある人員全てについて加入を義務付けております。今後、当該アルバイト就業者の社会保険加入義務化の適用基準が拡大された場合には、保険料の増加、アルバイト就業希望者の減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

業容の拡大に伴い、情報管理の強化に向けた社内規程、体制の整備に努めております。万一情報漏洩が発生した場合には、信用低下等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

飲食業界は他業界と比較すると参入障壁が低く、新規参入者が多いこと、また業界内における価格競争などもあり、厳しい競合状態が続いている業界であります。

当社はこうした業界環境において、「食」のみならず、音楽（BGM）、アート（内装、家具）等のカルチャーコンテンツの充実を図ることで競合他社との差別化を図っております。具体的には、当社独自のノウハウで選定した音源等を基に、季節、時間帯、曜日等の営業条件に応じたBGMの選曲や、実演パフォーマンスも兼ねたウォールアート（店舗壁画）の制作、顧客をはじめとする外部の幅広い方々に向けたワークショップの開催等、最先端のトレンドをキャッチする風土・文化を持つ当社ならではの施策によるコーポレート・ブランディング戦略により、新規顧客の獲得及び既存顧客のリピー率の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後、当社と類似するコンセプトを掲げ、当社のターゲット顧客層への販売を強化する他社による競合状態の激化が進んだ場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、急激な業界環境の変化や、当社のカルチャーコンテンツ企画力の低下により、顧客の嗜好やニーズに対応できない場合や競合他社による優位性の高いカルチャーコンテンツの開発がなされた場合、顧客数の減少等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

出退店政策について

当社は、高い集客が見込める情報発信エリアとして、都心部を中心に首都圏及び地方の中核都市へ店舗出店しておりますが、新規出店につきましては、立地条件、賃貸条件、投資回収期間等を総合的に勘案し、出店候補地を決定しているため、条件に合致する物件が確保できない可能性があります。

また、当社では、月次の店舗ごとの損益状況や当社の退店基準に基づき業績不振店舗等の業態変更、退店を実施することがあり、これに伴う固定資産の除却、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。

さらには、新規出店に際し、当該店舗における就業者人員の採用・育成が追いつかない場合や、大幅に離職率が上昇した場合においては、当該出店計画に齟齬を生じる可能性があります。

以上の事象が生じた場合、結果として、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

差入保証金及び賃貸借契約について

当社は、現状は直営での店舗出店を基本方針とし、店舗物件を賃借しております。

出店にあたり、賃貸借契約の締結に際して賃貸人に保証金を差入れております。今後の賃貸人の経営状況等によっては、退店時に差入保証金の全部又は一部が返還されない可能性や、当社側の都合により賃貸借契約を中途解約する場合等には、契約の内容によっては差入保証金の全部又は一部が返還されない可能性があります。

賃貸借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃貸借契約を更新できない可能性があります。

また、賃貸人側の事情による賃貸借契約の期間前解約により、業績が順調な店舗であっても計画外の退店を行わざるを得ない可能性があります。これらが生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

有利子負債依存度について

当社は、店舗設備及び差入保証金等の出店資金の一部を金融機関及び当社の親会社からの借入により調達しております。

2020年2月29日時点において、当社の有利子負債残高は376百万円となり、有利子負債依存度は26.9%となっております。

現在は、当該資金のうち一部を変動金利に基づく長期借入金により調達しているため、金利変動により、資金調達コストが上昇した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

	2019年2月期末	2020年2月期末
有利子負債残高(百万円)	627	376
有利子負債依存度(%)	45.1	26.9

(注) 1. 有利子負債残高は、短期及び長期借入金(1年内返済予定を含む)の合計額であります。

2. 有利子負債依存度とは、総資産に占める有利子負債の比率であります。

減損損失について

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、店舗ごとに減損会計を適用しております。業態変更や退店の判断を健全に行い、経営効率の向上を目指しておりますが、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合や退店の意思決定をした場合、減損損失を計上する可能性があります。

食材等の仕入について

当社は、食材等の仕入を行っておりますが、様々な店舗業態の運用に関連するものであり、各店舗業態ごとに仕入内容が異なるため、特定食材に依存していることはありません。

しかしながら、食材の安全性確保に疑問が生じ、食材仕入量が制限を受けたり、天候不順、災害等の外的要因による農作物の不作により需要関係が逼迫して食材の仕入価格が上昇する等、食材の確保に支障が生じる事態となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の確保と育成について

当社の今後の積極的な事業展開には正社員、アルバイトスタッフともに十分な人材の確保が必要不可欠であります。

そのため、当社は毎年の事業計画に基づいた人員計画を策定し、より効果的に人材を確保するための採用活動を行っております。

しかしながら、人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、内部管理体制の充実を含め当社の事業展開が制約され、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

大規模な自然災害・感染症について

当社は、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、また新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合においては、その直接的、間接的影響により店舗の営業が妨げられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社は、2018年6月28日開催の第15回定時株主総会の決議により、決算期を「毎年3月31日」から「毎年2月末日」に変更いたしました。これにより、前事業年度が2018年4月1日から2019年2月28日までの11か月であったため、前期比増減の記載を省略しております。

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題、中東地域の地政学リスクによる影響など、世界経済の不確実性の高まりにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する外食産業におきましては、人件費や物流費の上昇、原材料価格の高騰に加え、相次いで発生した自然災害の影響もあり、経営環境は引き続き厳しい状況にありました。更には消費増税による消費マインドの冷え込みや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響も懸念され、今後も予断を許さない状況にあります。

そのような状況下において、当事業年度においては、飲食サービスの健全な成長、コンテンツ企画サービスの拡大を経営施策として掲げ、業容の拡大に取り組みました。

(飲食サービス)

飲食サービスにつきましては、台風等の天候不良の影響を大きく受けたものの、前事業年度から開始しているディナー帯予約獲得に向けた各グルメ媒体に係る取り組みや、店舗におけるQSCAの向上等の集客改善に向けた各種施策の効果が定着したことに加えて、各シーズン施策が寄与する等、既存店の業況は概ね堅調に推移しておりました。しかしながら、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既存店への来店客数が急速に鈍化したことにより、大幅な売上高の減少となりました。

なお、当第4四半期会計期間においては、同立地に存する既存店2店舗を統合し業態変更しております。これにより、飲食サービスに係る当事業年度末における総店舗数は、前年同期末比で4店舗減の49店舗となりました。これらの結果、飲食サービス売上高は4,020百万円となりました。

(コンテンツ企画サービス)

コンテンツ企画サービスにつきましては、株式会社ポケモンのオフィシャルショップ「ポケモンセンタートウキョーDX（ディーエックス）&ポケモンカフェ」に係るカフェ店舗運営等の既存案件を安定的に継続できたことに加え、同社のオフィシャルショップ「ポケモンセンターオーサカDX（ディーエックス）&ポケモンカフェ」に係るカフェ店舗、「ピカチュウスイーツ by ポケモンカフェ」、また、株式会社スクウェア・エニックスの公式カフェ「SQUARE ENIX CAFE Osaka（スクウェア・エニックスカフェ オオサカ）」の運営等の新規案件を受託できたこと等により堅調に推移いたしました。これらの結果、コンテンツ企画サービス売上高は908百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,929百万円となりました。

利益面につきましては、上記新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食サービス売上高の伸び悩みや、当事業年度運営開始のコラボレーションイベントに特化した新業態「Collabo_Index（コラボスペースインデックス）」が導入期かつ試験的段階であり、利益貢献に至っていなかったものの、上記コンテンツ企画サービスの好調に加え、過年度からの本社機能及び営業管理機能の業務改善の取り組みによる本社費削減の継続に伴う販売費及び一般管理費の削減が順調に進んだことにより、営業利益8百万円と2016年3月期以来4期ぶりの黒字化を達成いたしました。

また、上記影響に加え、当社直営店舗の契約期間内の解約に係る貸主からの補償金等を営業外収益に計上、当社直営店舗の定期建物賃貸借契約の満了による閉鎖に伴う減損損失を特別損失に計上したことにより、経常利益17百万円、当期純利益2百万円となりました。

財政状態につきましては以下のとおりです。

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比較して8百万円増加し、1,399百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末と比較して36百万円増加し、716百万円となりました。これは主に、現金及び預金37百万円の減少、売掛金51百万円の増加等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比較して27百万円減少し、683百万円となりました。これは主に、既存店の退店による固定資産の減損等に伴う有形固定資産14百万円の減少等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比較して171百万円減少し、991百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末と比較して35百万円減少し、825百万円となりました。これは主に、未払消費税等34百万円の増加、短期借入金100百万円の減少等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比較して136百万円減少し、165百万円となりました。これは主に、長期借入金114百万円の減少等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較して180百万円増加し、408百万円となりました。これは主に、当社の親会社に該当する株式会社DDホールディングスに対する現物出資による方法で割り当てた新株式の発行及び新株予約権の行使による新株の発行に伴う、資本金及び資本準備金それぞれ87百万円の増加等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比較して37百万円減少し、342百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は103百万円となりました。これは主に、税引前当期純利益8百万円、未払消費税等の増加34百万円及び、受取補償金26百万円等を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は43百万円となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出55百万円、敷金及び保証金の回収による収入23百万円等を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は97百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出151百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入75百万円等を計上したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、直営店舗(飲食サービス)、自社又は他社主催イベント及び顧客企業(コンテンツ企画サービス)を通じて、一般消費者へこれらを提供するという単一セグメントでの事業を営んでおり、販売実績の記載は、サービス別の実績によっております。

なお、当社における事業は、提供するサービスの性格上記載になじまないため、生産実績及び受注実績の記載を省略しております。

a. サービス別販売実績

当事業年度におけるサービス別販売実績は、次のとおりであります。

サービス別	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
飲食サービス	4,020,664	-
コンテンツ企画サービス	908,693	-
合計	4,929,358	-

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前事業年度は決算期変更により11か月の変則決算であるため、対前期増減率は記載しておりません。

b. ブランド別直営店舗数（財務ベース）及び売上高

当事業年度のブランド別直営店舗数（財務ベース）及び売上高を示すと、以下のとおりであります。

ブランドの名称	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)			
	店舗数 (財務ベース)	売上高 (千円)	売上構成比 (%)	前年同期比 (%)
kawara CAFE&DINING 及び kawara CAFE&KITCHEN	23店舗	1,967,597	48.3	-
hole hole Cafe&Diner	2店舗	156,897	3.9	-
Cafe&Dining ballo ballo	3店舗	254,966	6.3	-
atari CAFE&DINING	3店舗	310,870	7.6	-
HangOut HangOver	2店舗	255,252	6.3	-
LOOP	1店舗	79,842	2.0	-
他ブランド	15店舗	1,046,886	25.7	-
合計	49店舗	4,072,314	100.0	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 直営店舗数（財務ベース）では、同一区画内の複数店舗を収支処理の関係上、代表ブランド1店舗として集計しております。

3. 店舗数には、期中に退店している店舗が含まれております。

4. 前事業年度は決算期変更により11か月の変則決算であるため、対前期増減率は記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたって、当事業年度末における資産・負債及び当事業年度の収益・費用の報告数値、並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しましては、過去の実績や状況に応じて、合理的と考えられる要因等に基づき行っております。しかしながら、見積り特有の不確実性により、実際の結果は異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」において記載しておりますが、その主な要因といたしましては、飲食サービスにおいて、ディナー帯予約獲得に向けた取り組みや、集客改善に向けた各種施策が業績に貢献し、また、コンテンツ企画サービスにおいて、既存案件を安定的に継続できたことに加え、新規案件を追加で受託できたものの、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既存店への来店客数が急速に鈍化したことによる影響を受けております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,929百万円、営業利益8百万円、経常利益17百万円、当期純利益2百万円となりました。

なお、前事業年度は決算期変更により11か月決算となっているため、前年同期との比較分析はおこなっておりません。

当社の事業は、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスで構成されており、各々の業界環境が当社の経営成績に重要な影響を与える要因となります。

まず、飲食サービスに関わる業界環境については、他業界と比較すると参入障壁が低く、新規参入者が多いこと、また個人消費の低迷や人口減少、採用賃金の上昇など、依然として厳しい競合環境にあると認識しております。このような競合環境の下、当社においては、既存業態のブラッシュアップや社内研修の充実を図り、CS及びESの向上を図るとともに営業利益を追求することで、当社飲食サービスの健全な成長を図ってまいります。

他方、コンテンツ企画サービスではIPコンテンツの活用を主軸においており、当該活用の成否が当社の経営成績に重要な影響を与える要因となります。大局的にはインターネットやスマートフォン等の普及により世の中のコモディティ化を受け、個人消費者が「コト消費」を求める体験経済の時代へ遷移していると認識しております。特に我が国ではゲーム、アニメ、音楽、スポーツ等多くのIPコンテンツに溢れており、こうした「コト消費」に対する個人消費者のニーズがIPコンテンツの領域において非常に高まっているものと考えております。また、広告市場においては、展示や映像に係るリアルプロモーション領域が近年成長を続けており、広告企業においては顧客とのリアルな接点の場を持つというニーズも高まっております。これらを踏まえ、当該サービスに関わる市場規模については、成長性が高いと考えております。このような業界環境の下、当社においては、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等のプロデュース領域を主軸としつつ、IPコンテンツと消費者を結びつけるサービスを提供することで持続的に成長・拡大を図ってまいります。

当社の資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。なお、当社の運転資金需要の主なものは、商品、原材料等の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、投資資金需要の主なものは、店舗又は設備の修繕・新規開発等の投資等であります。当該運転資金と投資資金については、営業キャッシュ・フローでの充当を基本とし必要に応じて資金調達を実施しております。

なお、当社は、2020年4月17日に開催された取締役会決議に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症による外出自粛等による事業への影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的に、当社の親会社に該当する株式会社DDホールディングスを借入先とした資金借入枠の設定を行うとともに、資金の借入を行っております。詳細につきましては、同日に開示しております「資金の借入に関するお知らせ」のとおりであります。

当社の経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、営業利益を重要な経営指標として位置付けております。上述の施策等を講じることにより、更なる業績改善を図り安定的な営業利益を確保することが最重要であると考えております。

4【経営上の重要な契約等】

(コンテンツ企画サービスに係る事業提携について)

当社は、2019年4月11日開催の取締役会において、株式会社アドバンテッジパートナーズのグループ会社であるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社(以下、「AA社」といいます。)との間で、コンテンツ企画サービスに係る事業提携契約を締結することについて決議いたしました。これにより、当社は、同社グループの有する豊富なネットワークや過去に他の投資先企業で培ったノウハウ等が、コンテンツ企画サービスの事業展開に活用されることで、当該サービスの早期業容拡大及び収益拡大を実現することができ、もって企業価値の向上を図ることができると考えております。

なお、当社は、本件事業提携の一環として、AA社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドを割当先として、第三者割当による当社第5回新株予約権の発行を行うことを併せて決議(詳細は以下のとおり)しております。

(第三者割当による新株式(デット・エクイティ・スワップ)及び第5回新株予約権の発行について)

当社は、2019年4月11日開催の取締役会において、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDホールディングスに対する第三者割当の方法による新株式(以下、「本新株式」といいます。)の発行、並びに投資事業有限責任組合インフレクション号、Inflexion Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合77号に対する第三者割当の方法による当社第5回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを決議いたしました。なお、本新株式については2019年5月7日に、本新株予約権については2019年5月8日に、それぞれ割当先から本新株式及び本新株予約権の発行に係る発行価額の払い込みは完了しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

主に店舗集客強化を目的に、当事業年度中において設備投資を実施いたしました。当該設備投資等の総額は56百万円で、その主なものは建物及び建物附属設備となり、その総額は37百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備の状況をブランド別に示すと次のとおりであります。

2020年2月29日現在

事業所名 (所在地)	店舗数 (財務ベース)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び 備品	合計	
kawara CAFE&DINING 神南本店 及びkawara CAFE&KITCHEN 静岡PARCO店 他 (東京都渋谷区神南 他)	23店舗	店舗設備	114,406	6,364	120,770	55(388)
hole hole cafe&diner 銀座店 他 (東京都中央区銀座 他)	2店舗	店舗設備	3,799	538	4,337	8(50)
Cafe&Dining ballo ballo 渋谷店 他 (東京都渋谷区宇田川町 他)	3店舗	店舗設備	1,294	1,039	2,334	6(33)
atari CAFE&DINING 池袋PARCO店 他 (東京都豊島区南池袋 他)	3店舗	店舗設備	-	267	267	9(78)
HangOut HangOver 渋谷店 他 (東京都渋谷区神南 他)	2店舗	店舗設備	18,893	349	19,242	4(42)
代官山 LOOP (東京都渋谷区鉢山町)	1店舗	店舗設備	2,272	1,834	4,107	1(9)
他ブランド	15店舗	店舗設備	59,739	6,810	66,549	36(428)

(注) 1. 店舗数(財務ベース)とは、同一区画内にブランドが2つ以上ある店舗において、収支処理の関係上1店舗にて管理しているため、店舗数は代表ブランドの1店舗として集計している店舗のことを指します。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト等)を()外数で記載しております。

5. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(m ²)	年間賃借料 (千円)
店舗	店舗建物	7,168.80	584,200
本社 (東京都渋谷区神南他)	本社事務所	162.91	12,380

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業績動向、財務状況、資産計画等を総合的に勘案して策定しております。重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントであるため、サービスに関連して記載しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修等

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年2月29日)	提出日現在発行数 (株) (2020年5月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,560,864	1,560,864	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定の無い当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,560,864	1,560,864	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 発行済株式のうち、93,984株については、債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)により発行されたものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 使用人 10
新株予約権の数(個)	11[11]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,100[1,100](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,740 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,740 資本組入額 1,370
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。 (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に規定するところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年4月11日
新株予約権の数(個)	694[694]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数(個)	普通株式69,400[69,400](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,064(注)2
新株予約権の行使期間	2019年5月8日から2022年5月9日(注)3 (但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って当社が取得する本新株式予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,064(注)2 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。なお、調整後割当株式数の算定については、次の算式によるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (2) (注)2. 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(3)(ロ)又は(チ)に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる(注)2. 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(3)(ロ)及び(チ)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)2. 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(3)(ロ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,064円とする。但し、行使価額は下記(3)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の調整
- (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、(ロ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(二) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(二) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(二) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株式に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに(二) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

(ロ) から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(ロ) から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てるものとする。

- (ハ) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、(3)(ロ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(3)(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (ホ) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(ヘ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記(ヘ)の場合)、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株あたりの対価、下記(ヘ)の場合には、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、下記(ヘ)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が532円を下回ることとなる場合には、532円とする。)に調整される。
- (ハ) 上記(ホ)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ヘ) 及び の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(ヘ) 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(ロ) に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

- (ト) (3)(イ)及び(ホ)の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

- (チ) (3)(ロ)及び(ヘ)行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (リ) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(3)(ロ) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,552円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年4月6日 (注)1.	5,000	1,297,280	975	270,212	975	254,212
2016年3月16日 (注)1.	5,000	1,302,280	975	271,187	975	255,187
2016年8月24日 (注)1.	5,000	1,307,280	975	272,162	975	256,162
2018年3月22日 (注)1.	75,000	1,382,280	9,750	281,912	9,750	265,912
2018年5月18日 (注)1.	7,500	1,389,780	1,462	283,375	1,462	267,375
2019年2月5日 (注)1.	7,500	1,397,280	1,462	284,837	1,462	268,837
2019年5月7日 (注)2.	93,984	1,491,264	49,999	334,837	49,999	318,837
2020年1月7日 (注)1.	69,600	1,560,864	37,915	372,752	37,915	356,752

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当(新株式(デット・エクイティ・スワップ)の発行による第三者割当増資)

発行価格 1,064円
資本組入額 532円
割当先 株式会社DDホールディングス

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	21	8	16	2	1,057	1,107	-
所有株式数 (単元)	-	698	1,224	7,280	855	27	5,519	15,603	564
所有株式数の割 合(%)	-	4.47	7.85	46.65	5.49	0.17	35.37	100	-

(注)自己株式84株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社DDホールディングス	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル18階	669,984	42.93
伴 直樹	東京都杉並区	75,000	4.80
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10番2号	54,800	3.51
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	50,000	3.20
高梨 雄一朗	東京都渋谷区	47,500	3.04
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	36,700	2.35
S B・A外食育成投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティノースタワー	35,000	2.24
J.P Morgan Securities plc Director Andrew J.Cox (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング)	31,400	2.01
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目333番地13	23,000	1.47
福森 章太郎	大阪府大阪市東淀川区	22,000	1.40
計	-	1,045,384	66.97

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,560,300	15,603	-
単元未満株式	普通株式 564	-	-
発行済株式総数	1,560,864	-	-
総株主の議決権	-	15,603	-

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当事業年度末現在の自己株式数は84株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	39	47,580
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	84	-	84	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増し請求の売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は剰余金を配当する場合、期末配当の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨定款で定めております。

当期につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

早期の復配を目指し、全社員一同業績の改善に一層努める所存です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作り積極的に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスについての重点課題として、以下を第一義と捉え、常にこれらを念頭においた体制の整備を行っております。

- ・株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行い、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備すること。
- ・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の為、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めること。
- ・財務情報、経営戦略・経営課題、その他非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行い、かつ法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組むこと。
- ・取締役会は、企業戦略等の大きな方向性を示し、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行い、その責務・役割を適切に果たすこと。
- ・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこと。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会については、経営監視機能の客観性・中立性が高まるとの判断から、取締役（社外取締役含む）及び監査役（社外監査役含む）で構成されており、活発な議論と迅速な意思決定を行っており、経営の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。監査役会については、監査役（社外監査役含む）で構成されており、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監査・監督を実施し、経営監視機能の充実を図っております。このため、上記各機関が相互に連携することで、経営に対する監査・監督が十分に機能すると考えられることから、現体制を採用しております。

なお、本体制における各機関の機能及び運営・活動状況は、以下のとおりです。

イ．取締役会

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

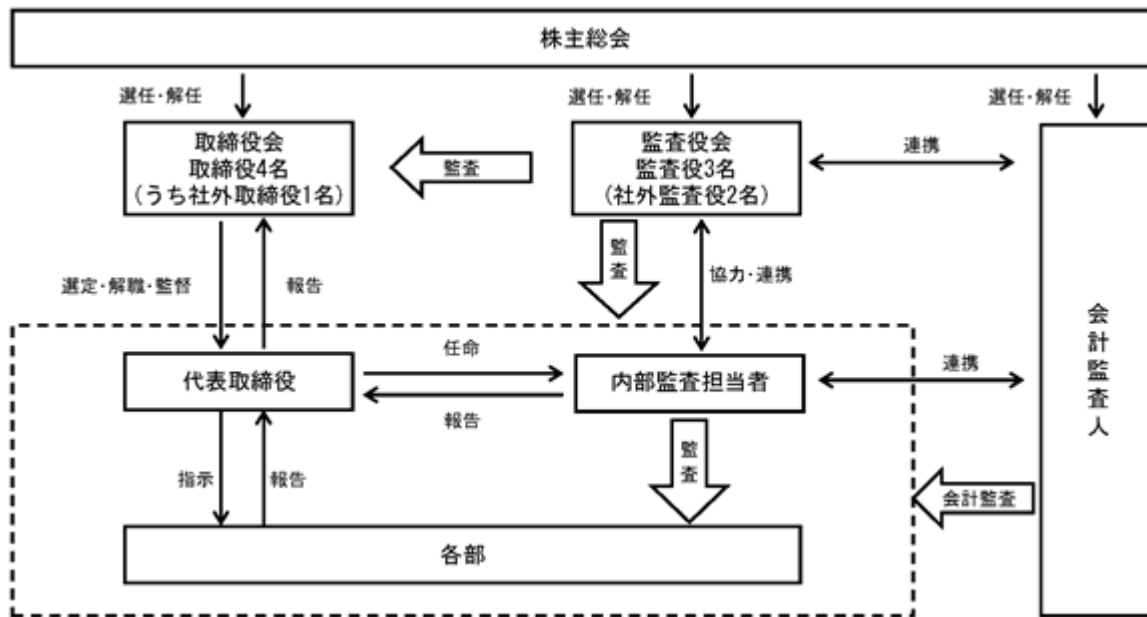
ロ．監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。社外監査役は、経営体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し、専門的視点の強化を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されております。監査役は、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、会計監査人である太陽有限責任監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に報告を受けております。

ハ．会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制図)



コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本的方針を以下のとおり定めております。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

a．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全ての役員及び従業員に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ・監査役は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・内部監査担当者は、監査役と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ・当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行う。
- ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

f．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

h. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

j. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

ロ. リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びに運用状況において報告、検討を行いました。従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めており、取締役及び監査役と契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

二. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

ホ. 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

へ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト. 中間配当

当社は、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的として、取締役会の決議により8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

チ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式が取得できる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	有村 讓	1976年10月28日生	2006年3月 株式会社フードスコープ 入社 2009年2月 株式会社シークレットテーブル(2013年3月に株式会社ダイヤモンドダイニングに吸収合併)入社 2011年7月 株式会社ダイヤモンドダイニング(現 株式会社DDホールディングス) 転籍 第八事業部事業部長 2016年5月 同社 営業本部副本部長 2017年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング(2017年9月に株式会社ダイヤモンドダイニング(現 株式会社DDホールディングス)より飲食事業を吸収分割により承継) 取締役 営業本部副本部長 2018年6月 当社 取締役COO 2020年5月 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 C F O	鯛 剛和	1985年 5 月 6 日生	2008年12月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法 人) 入所 2012年10月 公認会計士 登録 2018年 3 月 当社 入社 経理財務部部長 C F O 2018年 4 月 当社 経営管理本部本部長 C F O 2018年 6 月 当社 取締役C F O 2018年11月 当社 取締役経営管理部部长 C F O(現任)	(注) 3	-
取締役	鹿中 一志	1975年 4 月18日生	2010年 2 月 株式会社ダイヤモンドダイニ ング(現 株式会社D Dホー ルディングス)入社 2010年 5 月 同社 営業本部 第二営業統 括部 第五営業部長 2011年 1 月 同社 営業本部 副本部長 2011年 6 月 同社 執行役員 営業本部副 本部長 2012年 2 月 同社 執行役員 営業支援本 部部長 2012年 2 月 株式会社吉田卯三郎商店 代 表取締役(現任) 2012年 5 月 株式会社ダイヤモンドダイニ ング 取締役 営業支援本部 長 2013年 3 月 同社 執行役員 社長室長 2015年 3 月 同社 執行役員 営業統括 2015年 5 月 同社 取締役 営業統括(現 任) 2016年 5 月 株式会社The Sailing 取締 役(現任) 2017年 5 月 株式会社ゼットン 取締 役 (現任) 2017年 6 月 株式会社商業藝術 取締 役 (現任) 2018年 6 月 当社 取締役(現任) 2018年11月 株式会社フードビジネスキャ スティング 取締役(現任) 2019年12月 湘南レーベル株式会社 取締 役(現任)	(注) 3	-
取締役	近藤 彰男 (注) 1	1947年 2 月26日生	1969年 4 月 東京芝浦電機株式会社(現 株式会社東芝) 入社 1971年 2 月 ソニー株式会社 入社 1974年10月 SONY Corp of America 1978年 4 月 SONY GmbH, Group Product Manager, Audio Products 1985年 4 月 SONY France, Director 1987年 8 月 SONY UK Divisional Director 1998年 3 月 DHLジャパン株式会社 取締 役 1999年11月 Japan Telecom America Inc. 代表取締役社長 2001年 9 月 日本ジェムプラス株式会社 代表取締役社長 2007年 1 月 埼玉高速鉄道株式会社 代表 取締役社長 2014年 6 月 当社 取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	木下 一 (注) 2	1950年 2月 1日生	1973年 4月 株式会社博報堂 入社 1997年 4月 同社 第四営業局局長代理 2003年 4月 株式会社アドスタッフ博報堂 取締役 2006年 1月 同社 営業統括局専任局長 2006年 6月 株式会社仙台博報堂代表取締 役社長 2012年 6月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	古屋 尚樹	1979年 3月13日生	2000年10月 中央青山監査法人 入所 2003年 4月 公認会計士 登録 2004年 3月 税理士 登録 2008年10月 当社 取締役 2010年10月 ユナイテッド・アドバイザーズ 税理士法人 代表社員(現任) 2011年 6月 当社 監査役(現任) 2014年 6月 株式会社 Rond・スポーツ 取締役(現任) 2017年 2月 株式会社 Rondビル 代表取締 役(現任) 2019年 4月 株式会社 Rondホールディングス 取締役(現任)	(注) 4	20,200
監査役	吉井 一浩 (注) 2	1973年 4月26日生	1999年 4月 弁護士登録、友常木村見富法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 2006年10月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー就任(現任) 2009年 7月 一般社団法人投資信託協会自主 規制委員会委員就任 2013年 7月 同委員会副委員長就任(現任) 2020年 5月 当社 社外監査役(現任)	(注) 4	-
計					20,200

- (注) 1. 取締役近藤彰男は、社外取締役であります。
2. 監査役木下一、吉井一浩は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年 5月26日開催の定時株主総会終結の時から2021年 2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2018年 6月28日開催の定時株主総会終結の時から2022年 2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。なお、監査役吉井一浩は、2020年 2月期に係る定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役の補欠として選任されているため、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残存期間となります。

社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在において、当社は社外取締役を 1名、社外監査役 2名を選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

なお、社外取締役近藤彰男、社外監査役木下一並びに吉井一浩と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

当社において、社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任にあたりましては、会社法上の要件及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に準拠するものとし、客観的中立的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べ、監視・監督といった機能及び役割を期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを基本的な考えとしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」「コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由」並びに(3)「監査の状況」「監査役監査の状況」及び「内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査人による会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査の状況

当社は代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実に努めております。

内部監査及び監査役監査は、会計監査人監査との三様監査体制を旨とし、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。また、内部統制担当者は、監査役及び内部監査担当者と協働し、四半期に1回の頻度にて会計監査人から四半期レビューもしくは会計監査の結果の報告を受けるものとして、相互連携を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 柴谷 哲朗

指定有限責任社員 業務執行社員 西村 大司

ハ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他14名であります。

二．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況及び監査結果の相当性を検討した上で、会計監査人を総合的に評価し、選解任や不再任の可否等について判断しております。

ホ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って、監査法人に対して評価を行っております。その評価については、監査の方法及び監査の結果ともに相当とするものであります。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,500	-	16,500	-

ロ．その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

ハ．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査人員数、監査日程等を勘案した上で、決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬の見積金額の算出根拠等について必要な検証を行った結果、妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で、今後の経営戦略を勘案し、2015年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円）の範囲で取締役会にて決定しております。なお、当該報酬には使用人分給与は含みません。また別枠でストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議をいただいております。

監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2015年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額50百万円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

取締役の報酬については、持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績のほか職務の内容・執行状況を総合的に勘案し決定しております。取締役の報酬等の具体的配分については、上述の方針に基づき決定することを前提に、取締役会で代表取締役に一任しております。

当事業年度の取締役の報酬等の決定については、2019年5月28日開催の取締役会において、当該報酬等の決定権限を代表取締役に一任する旨の決議を行っております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	53,730	53,730	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	-	-	1
社外役員	9,600	9,600	-	-	3

(注) 上記には、無報酬である取締役(1名)は含まれておりません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式配当による利益享受を目的に保有している株式を純投資目的である投資株式として区分し、主に取引関係の維持・強化を目的に保有している株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。なお、当社は、純投資目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社は、取引関係の継続・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められた場合に限り、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有することとしております。この保有株式については、中長期的な経済的合理性や将来の見通しを総合的に勘案し、保有の適否を取締役会において検証しています。その結果、保有の意義が認められないと判断された株式については縮減を図ることとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	1,500
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	1,500	取引関係強化のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社は、2018年6月28日開催の第15回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を3月1日から2月末日までに変更いたしました。その経過措置として、前事業年度は、2018年4月1日から2019年2月28日までの11ヶ月間となっております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	379,882	342,263
売掛金	179,442	231,308
原材料及び貯蔵品	25,226	28,650
前払費用	42,100	44,526
1年内回収予定の差入保証金	23,092	17,130
その他	30,067	52,280
流動資産合計	679,812	716,159
固定資産		
有形固定資産		
建物	647,480	646,759
減価償却累計額	419,310	434,094
建物(純額)	228,170	212,664
機械及び装置	9,000	9,000
減価償却累計額	6,340	7,229
機械及び装置(純額)	2,659	1,770
工具、器具及び備品	221,517	224,803
減価償却累計額	201,281	203,047
工具、器具及び備品(純額)	20,236	21,756
有形固定資産合計	251,065	236,191
無形固定資産		
ソフトウェア	1,412	3,582
その他	21	21
無形固定資産合計	1,433	3,603
投資その他の資産		
投資有価証券	-	1,500
長期前払費用	4,333	5,111
敷金及び保証金	453,324	436,194
その他	960	695
投資その他の資産合計	458,617	443,501
固定資産合計	711,117	683,296
資産合計	1,390,929	1,399,455

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	100,843	118,986
短期借入金	300,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	151,836	114,032
未払金	77,926	86,442
未払費用	153,667	186,662
前受収益	1,360	4,532
未払法人税等	17,109	20,108
未払消費税等	20,134	54,518
資産除去債務	5,969	-
その他	32,859	40,612
流動負債合計	861,706	825,895
固定負債		
長期借入金	176,033	62,001
資産除去債務	67,750	66,828
繰延税金負債	3,220	2,787
その他	54,350	33,682
固定負債合計	301,354	165,298
負債合計	1,163,060	991,194
純資産の部		
株主資本		
資本金	284,837	372,752
資本剰余金		
資本準備金	268,837	356,752
資本剰余金合計	268,837	356,752
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	326,714	323,875
利益剰余金合計	326,714	323,875
自己株式	91	139
株主資本合計	226,868	405,489
新株予約権	1,000	2,771
純資産合計	227,869	408,260
負債純資産合計	1,390,929	1,399,455

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	4,377,867	4,929,358
売上原価	1,148,082	1,296,142
売上総利益	3,229,785	3,633,215
販売費及び一般管理費	1 3,242,429	1 3,624,488
営業利益又は営業損失()	12,644	8,727
営業外収益		
受取利息	5	4
受取保険金	1,385	2,315
固定資産売却益	2 5,478	2 329
店舗閉鎖損失引当金戻入益	4,621	-
協賛金収入	2,196	2,058
受取補償金	-	19,912
受取賃貸料	6,667	19,966
助成金収入	340	-
その他	3,544	2,128
営業外収益合計	24,238	46,716
営業外費用		
支払利息	6,176	4,473
支払手数料	-	9,690
支払補償費	97	-
賃借料原価	9,982	21,217
その他	11,933	2,558
営業外費用合計	28,190	37,939
経常利益又は経常損失()	16,596	17,504
特別利益		
受取補償金	64,962	-
特別利益合計	64,962	-
特別損失		
減損損失	4 16,667	4 8,204
固定資産除却損	3 15,357	3 714
特別損失合計	32,025	8,918
税引前当期純利益	16,340	8,585
法人税、住民税及び事業税	5,984	6,178
法人税等調整額	11,523	432
法人税等合計	5,539	5,746
当期純利益	21,879	2,838

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)		当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 飲食売上原価					
材料費		948,601	82.6	1,022,003	78.8
2. 商品売上原価		199,480	17.4	274,139	21.2
売上原価合計		1,148,082	100.0	1,296,142	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	281,912	265,912	265,912	348,594	348,594	91	199,139	1,091	200,230
当期変動額									
新株の発行	2,925	2,925	2,925				5,850		5,850
当期純利益				21,879	21,879		21,879		21,879
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								90	90
当期変動額合計	2,925	2,925	2,925	21,879	21,879	-	27,729	90	27,638
当期末残高	284,837	268,837	268,837	326,714	326,714	91	226,868	1,000	227,869

当事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	284,837	268,837	268,837	326,714	326,714	91	226,868	1,000	227,869
当期変動額									
新株の発行	87,914	87,914	87,914				175,829		175,829
当期純利益				2,838	2,838		2,838		2,838
自己株式の取得						47	47		47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,771	1,771
当期変動額合計	87,914	87,914	87,914	2,838	2,838	47	178,620	1,771	180,391
当期末残高	372,752	356,752	356,752	323,875	323,875	139	405,489	2,771	408,260

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	16,340	8,585
減価償却費	45,124	42,259
減損損失	16,667	8,204
受取補償金	64,962	19,912
固定資産除却損	15,357	714
固定資産売却益	5,478	329
貸倒引当金の増減額(は減少)	147	-
受取利息及び受取配当金	5	4
支払利息	6,176	4,473
受取保険金	1,385	2,315
株式交付費	151	-
支払補償費	97	-
売上債権の増減額(は増加)	77,204	51,866
たな卸資産の増減額(は増加)	6,197	3,423
仕入債務の増減額(は減少)	28,970	18,143
未払金の増減額(は減少)	4,324	29,217
未払費用の増減額(は減少)	31,220	33,034
未払消費税等の増減額(は減少)	13,200	34,336
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	29,495	-
その他	30,167	16,596
小計	9,011	84,519
利息及び配当金の受取額	5	4
利息の支払額	6,013	4,401
法人税等の支払額	6,822	5,896
補償金の支払額	97	-
補償金の受取額	64,962	26,955
保険金の受取額	1,385	2,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,430	103,498
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	12,578	55,947
有形固定資産の売却による収入	8,322	329
投資有価証券の取得による支出	-	1,500
長期前払費用の取得による支出	3,461	3,301
資産除去債務の履行による支出	16,772	5,960
敷金及び保証金の回収による収入	60,618	23,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,127	43,239
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	192,160	151,836
割賦債務の返済による支出	21,435	21,821
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,698	75,830
自己株式の取得による支出	-	47
配当金の支払額	17	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,915	97,878
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90,643	37,619
現金及び現金同等物の期首残高	289,239	379,882
現金及び現金同等物の期末残高	379,882	342,263

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 3年～10年

また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされておりま

す。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり

ます。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」として独立掲記していた「雑損失」は営業外費用の100分の10を下回ったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において「雑損失」に表示しておりました7,352千円は、「営業外費用」の「その他」に組替えておりま

す。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払金の増減額」はキャッシュ・フロー計算書に与える影響が増加したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました4,324千円は、「未払金の増減額」に組替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産		
売掛金	1,394千円	2,353千円
その他	1,152	1,194
負債		
短期借入金	300,000	200,000
その他	1,846	3,731

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
減価償却費	44,465千円	41,165千円
役員報酬	57,480	65,730
給料手当	700,466	665,851
賞与	26,632	25,257
雑給	726,016	939,359
法定福利費	163,421	176,716
広告宣伝費	118,924	125,272
支払家賃	582,787	603,738
水道光熱費	193,459	188,653
旅費交通費	106,101	124,475
消耗品費	106,294	125,610
おおよその割合		
販売費	5%	5%
一般管理費	95%	95%

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物	4,699千円	-千円
工具、器具及び備品	779	329
計	5,478	329

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物	13,652千円	177千円
工具、器具及び備品	1,705	536
計	15,357	714

4 減損損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)

(1) 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)	
東京都	1店舗	店舗	建物等	16,667
合計			16,667	

(2) 減損損失の計上に至った経緯

退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び内訳

種類	金額(千円)
建物	15,994
工具、器具及び備品	673
合計	16,667

(4) 資産のグルーピングの方法

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位でグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループごとの回収可能価額は主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(1) 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)	
東京都	1店舗	店舗	建物等	8,204
合計			8,204	

(2) 減損損失の計上に至った経緯

退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び内訳

種類	金額(千円)
建物	7,731
工具、器具及び備品	473
合計	8,204

(4) 資産のグルーピングの方法

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位でグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループごとの回収可能価額は主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴い2020年4月7日に日本政府により発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、当社においては、当該感染症の感染拡大予防措置として、一部イベントの中止、店舗営業時間の短縮、店舗休業等の対応をとっております。これは、当社の資産又は資産グループの回収可能価額、特に当該資産又は資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼすものであります。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについては、過去に発生した感染症事例や、当該見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及ぶ期間につき仮定を置いた上で、一定のストレスを考慮して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,382,280	15,000	-	1,397,280
合計	1,382,280	15,000	-	1,397,280
自己株式				
普通株式	45	-	-	45
合計	45	-	-	45

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加15,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	15,000	-	15,000	-	-
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,000
合計		15,000	-	15,000	-	1,000

(注) 第1回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,397,280	163,584	-	1,560,864
合計	1,397,280	163,584	-	1,560,864
自己株式				
普通株式	45	39	-	84
合計	45	39	-	84

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加163,584株は、第三者割当による新株発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))による増加93,984株及び新株予約権の行使による増加69,600株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加39株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第5回新株予約権(注)	普通株式	-	139,000	69,600	69,400	1,771
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,000
合計		-	139,000	69,600	69,400	2,771

(注) 1. 第5回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	379,882千円	342,263千円
現金及び現金同等物	379,882千円	342,263千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食サービスに係る店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、株式発行)を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、完済日は決算日後、最長で4年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注4)参照)。

前事業年度(2019年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	379,882	379,882	-
(2) 売掛金	179,442	179,442	-
(3) 敷金及び保証金 (注) 2	476,416	476,951	535
資産計	1,035,740	1,036,276	535
(1) 買掛金	100,843	100,843	-
(2) 短期借入金	300,000	300,000	-
(3) 未払金	77,926	77,926	-
(4) 未払費用	153,667	153,667	-
(5) 未払法人税等	17,109	17,109	-
(6) 未払消費税等	20,134	20,134	-
(7) 長期借入金 (注) 3	327,869	321,862	6,006
負債計	997,549	991,542	6,006

当事業年度（2020年2月29日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	342,263	342,263	-
(2) 売掛金	231,308	231,308	-
(3) 敷金及び保証金 (注) 2	453,324	459,952	6,628
資産計	1,026,895	1,033,523	6,628
(1) 買掛金	118,986	118,986	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	86,442	86,442	-
(4) 未払費用	186,662	186,662	-
(5) 未払法人税等	20,108	20,108	-
(6) 未払消費税等	54,518	54,518	-
(7) 長期借入金 (注) 3	176,033	173,066	2,966
負債計	842,749	839,782	2,966

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらはすべて短期間に支払期日が到来するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 敷金及び保証金には、1年内回収予定の差入保証金及び敷金及び保証金の合計額を記載しております。

(注) 3 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計額を記載しております。

(注) 4 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
非上場株式	-	1,500

(注) 5 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2019年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	379,882	-	-	-
売掛金	179,442	-	-	-
敷金及び保証金	23,092	-	-	-
合計	582,416	-	-	-

敷金及び保証金については、償還予定の確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(453,324千円)については、償還予定額に含めておりません。

当事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	342,263	-	-	-
売掛金	231,308	-	-	-
敷金及び保証金	17,130	-	-	-
合計	590,702	-	-	-

敷金及び保証金については、償還予定の確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(436,194千円)については、償還予定額に含めておりません。

(注) 6 長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	151,836	113,282	35,378	17,292	10,081	-
合計	151,836	113,282	35,378	17,292	10,081	-

当事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	114,032	34,628	17,292	10,081	-	-
合計	114,032	34,628	17,292	10,081	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2019年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年2月29日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券1,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,700株
付与日	2015年7月21日
権利確定条件	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあること。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は新株予約権の相続を認める。
対象勤務期間	自 2015年7月21日 至 2017年6月30日
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2025年6月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	1,100
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	1,100

単価情報

	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,740
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	909

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,406千円	4,265千円
減価償却超過額	5,078千円	3,030千円
減損損失	80,273千円	73,814千円
資産除去債務	22,572千円	20,465千円
税務上の繰越欠損金(注)	131,953千円	135,778千円
その他	2,715千円	5,252千円
繰延税金資産小計	246,001千円	242,607千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	131,953千円	135,778千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	114,047千円	106,829千円
評価性引当額小計	246,001千円	242,607千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	3,220千円	2,787千円
繰延税金負債合計	3,220千円	2,787千円
繰延税金資産の純額	3,220千円	2,787千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	131,953	131,953
評価性引当額	-	-	-	-	-	131,953	131,953
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	135,778	135,778
評価性引当額	-	-	-	-	-	135,778	135,778
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2	4.3
住民税均等割	36.6	72.0
評価性引当額の増減	104.4	40.0
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	66.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数で見積り、割引率は0.1%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
期首残高	143,293千円	73,719千円
見積りの変更による増減額(は減少)	46,978千円	-千円
時の経過による調整額	1,239千円	804千円
資産除去債務の履行による減少額	23,835千円	6,005千円
その他増減額(は減少)	-千円	1,690千円
期末残高	73,719千円	66,828千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツの提供を行う事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツの提供を行う事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社DDホールディングス	東京都港区	699,384	グループ経営管理事業、飲食事業及びアミューズメント事業	(被所有) 直接 41.2	資金の借入	資金の借入	200,000	短期借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入利息率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社DDホールディングス	東京都港区	699,384	グループ経営管理事業、飲食事業及びアミューズメント事業	(被所有) 直接 42.9	資本業務提携、資金の借入	第三者割当増資 1, 2, 3	99,998	-	-
							資金の返済 4	100,000	短期借入金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 2019年4月11日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1株につき1,064円で当社株式93,984株を引き受けたものであります。
- 第三者割当増資については、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の方法により行っております。
- 第三者割当増資の発行条件は当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。
- 資金の借入利息率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社DDホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	162円37銭	259円80銭
1株当たり当期純利益	15円75銭	1円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	1円91銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	21,879	2,838
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益	21,879	2,838
普通株式の期中平均株式数(株)	1,389,219	1,485,363
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	2,850
(うち新株予約権(株))	-	(2,850)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権(新株予約権の数11個) 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	同左

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	227,869	408,260
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,000	2,771
(うち新株予約権(千円))	(1,000)	(2,771)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	226,868	405,489
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	1,397,235	1,560,780

(重要な後発事象)

(資本金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2020年4月17日開催の取締役会において、2020年5月26日開催の当社第17期定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

当社は、現在生じております繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、早期復配体制の実現及び今後の機動的な資本政策を可能にするため、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。

また、増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、これにより繰越損失を全額解消するものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

資本金372,752,349円のうち323,875,802円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を48,876,547円と致します。

(2)資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。

(3)資本金の減少の日程

取締役会決議	2020年4月17日
定時株主総会	2020年5月26日
債権者異議申述公告日	2020年6月8日(予定)
債権者異議申述最終期日	2020年7月8日(予定)
効力発生日	2020年7月15日(予定)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少によって増加したその他資本剰余金を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

なお、当該振り替え後の繰越利益剰余金の残高は0円となります。

(1)減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 323,875,802円

(2)増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 323,875,802円

(資金の借入)

当社は、2020年4月17日に開催された取締役会決議に基づき、当社の親会社に該当する株式会社D Dホールディングスを借入先として、同日以降最大800,000千円の資金借入枠の設定を行うとともに、以下のとおり資金の借入を実行しております。

借入先	株式会社D Dホールディングス
借入金額	400,000千円
返済方法	期日一括返済
借入実行日	2020年4月17日
利率	固定金利
最終返済期日	2020年7月31日
担保の有無	無担保、無保証

(新型コロナウイルス感染症の影響)

日本政府は、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響を与えております。当社においても、感染拡大予防措置として、一部イベントの中止、店舗営業時間の短縮、店舗休業等の対応を行っております。この結果、2020年3月以降、当社店舗への来店客数の急速な鈍化等により、売上が著しく減少しております。当該感染症の収束及び外食需要の回復には一定の期間を要するものと考えられることから、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。影響額については、提出日現在では算定することが困難であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	647,480	37,563	38,284 (7,731)	646,759	434,094	28,412	212,664
機械及び装置	9,000	-	-	9,000	7,229	888	1,770
工具、器具及び備品	221,517	15,243	11,957 (473)	224,803	203,047	11,864	21,756
有形固定資産計	877,998	52,807	50,242 (8,204)	880,562	644,371	41,165	236,191
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	6,957	3,375	1,093	3,582
その他	-	-	-	21	-	-	21
無形固定資産計	-	-	-	6,978	3,375	1,093	3,603
長期前払費用	12,696	3,301	-	15,997	10,886	2,523	5,111

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 既存店 37,423千円
工具、器具及び備品 既存店 14,860千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗の退店等 13,560千円
工具、器具及び備品 店舗の退店等 9,320千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 無形固定資産の金額が総資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	200,000	0.55	-
1年以内に返済予定の長期借入金	151,836	114,032	0.76	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	176,033	62,001	0.62	2021年3月25日～ 2023年12月25日
合計	627,869	376,033	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	34,628	17,292	10,081	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	18,314
預金	
当座預金	662
普通預金	323,285
合計	342,263

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ポケモン	70,297
株式会社パルコ	33,012
西日本鉄道株式会社	23,118
楽天カード株式会社	16,072
株式会社丸井	9,216
その他	79,591
合計	231,308

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
179,442	4,047,606	3,995,740	231,308	94.5	18.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材及び飲料	25,227
その他	942
計	26,170
貯蔵品	
販売用品	2,020
消耗家具	76
印紙	61
その他	321
計	2,480
合計	28,650

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
株式会社パルコ	43,943
清水 将好	42,000
株式会社銀座インズ	37,795
株式会社信ホールディングス	25,275
三菱UFJ信託銀行株式会社	17,747
その他	286,563
合計	453,324

買掛金

相手先	金額(千円)
リーテイルブランディング株式会社	117,877
フルライフ株式会社	1,108
合計	118,986

未払金

相手先	金額(千円)
三菱UFJリース株式会社	22,300
リーテイルブランディング株式会社	10,069
株式会社リクルート	9,955
株式会社カクコム	4,228
株式会社レッグス	4,030
その他	35,857
合計	86,442

未払費用

内容	金額(千円)
給与	157,168
法定福利費	26,184
その他	3,309
合計	186,662

資産除去債務

区分	金額(千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等	66,828
合計	66,828

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,192,853	2,496,338	3,649,106	4,929,358
税引前四半期(当期)純利益 金額又は税引前四半期純損失 ()(千円)	22,794	24,126	31,134	8,585
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失()(千円)	24,337	16,501	35,768	2,838
1株当たり四半期(当期)純 利益又は1株当たり四半期純 損失()(円)	17.11	11.33	24.36	1.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	17.11	27.39	35.05	25.12

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで								
定時株主総会	5月中								
基準日	2月末日								
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額								
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.sld-inc.com/								
株主に対する特典	2月末日現在の株主名簿に記録された、当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象に、保有株式数に応じて、ライブハウスを除く当社直営飲食店舗（運営受託店舗は除く）においてご利用可能な「お食事券」を、以下のとおり贈呈いたします。 <table border="1" data-bbox="560 1106 1366 1384"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>発行枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上300株未満</td> <td>2,000円分 (2,000円券×1枚)</td> </tr> <tr> <td>300株以上500株未満</td> <td>10,000円分 (2,000円券×5枚)</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>20,000円分 (2,000円券×10枚)</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	発行枚数	100株以上300株未満	2,000円分 (2,000円券×1枚)	300株以上500株未満	10,000円分 (2,000円券×5枚)	500株以上	20,000円分 (2,000円券×10枚)
保有株式数	発行枚数								
100株以上300株未満	2,000円分 (2,000円券×1枚)								
300株以上500株未満	10,000円分 (2,000円券×5枚)								
500株以上	20,000円分 (2,000円券×10枚)								

(注)1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期（自 2018年4月1日 至 2019年2月28日）2019年5月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年5月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第17期第1四半期（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）2019年7月11日関東財務局長に提出

第17期第2四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）2019年10月11日関東財務局長に提出

第17期第3四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年5月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月27日

株式会社エスエルディー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスエルディーの2019年3月1日から2020年2月29日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスエルディーの2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 注記事項（損益計算書関係）に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、一部イベントの中止、店舗営業時間の短縮、店舗休業等の対応をとっており、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについて、当該感染症の影響が及ぶ期間につき仮定を置いた上で、一定のストレスを考慮して算定している。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2020年4月17日に開催された取締役会決議に基づき、親会社である株式会社DDホールディングスを借入先として、最大800,000千円の資金借入枠の設定を行うとともに、400,000千円の借入を実行している。

3. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防措置として、一部イベントの中止、店舗営業時間の短縮、店舗休業等の対応を行っており、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるが、その影響額については、提出日現在では算定することが困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスエルディーの2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスエルディーが2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。